

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年4月19日

堺市議会議員 的場 慎一 様

議員氏名

信貴 良太

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,080,000	@280000円 × 1人 × 11ヶ月 = 3,080,000 円
2 その他	3,760	自己資金
収 入 合 計	3,083,760	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	98,601	98,601	
研 修 費			
要 請・陳 情 活 動 費	17,424	17,424	
会 議 費			
資 料 作 成 費	2,420	2,420	
資 料 購 入 費	15,442	15,442	
広 報・広 聴 費	1,077,194	1,073,434	
人 件 費	366,209	366,209	
事 務・事 務 所 費	1,506,470	1,506,470	
支 出 合 計	3,083,760	3,080,000	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 5 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 信貴良太

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
事務所・駐車場賃借	R 5. 5 ～ R 6. 3	主に政務の調査研究や陳情等を受ける事務所と、それに伴う駐車場として賃借した。
人件費	R 5. 5 ～ R 5. 6	主に来客や電話等の対応、また政務に関する資料の作成等の業務を行う事務要員として雇用した。
チラシの印刷及び配布	R 5. 5	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。
チラシの印刷及び配布	R 6. 3	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				0			
R5.5.8	5-1		¥1,232	-1,232	コピー機使用料	⑨	
R5.5.9	5-2		¥462,274	-463,506	チラシデータ製作費・印刷代・折込代	⑦	
R5.5.10	5-3		¥2,390	-465,896	水道代	⑨	
R5.5.10	5-4		¥208,673	-674,569	人件費	⑧	
R5.5.14	5-5		¥56,000	-730,569	事務所家賃	⑨	
R5.5.16	5-6		¥3,463	-734,032	電気代	⑨	
R5.5.23	5-7		¥2,165	-736,197	ガソリン代	①	
R5.5.23	5-8		¥21,024	-757,221	プリンター購入費	⑨	
R5.5.25	5-9		¥176,000	-933,221	ホームページ制作・管理費	⑦	
R5.5.25	5-10		¥8,856	-942,077	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.5.28	5-11		¥2,550	-944,627	ガソリン代	①	
R5.5.29	5-12		¥1,936	-946,563	住宅地図利用代	③	
R5.5.31	5-13		¥2,603	-949,166	ガソリン代	①	
月計		0	949,166	-949,166			
累計		0	949,166	-949,166			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-949,166			
R5.6.5	6-1		¥56,000	-1,005,166	事務所家賃	⑨	
R5.6.5	6-2		¥2,025	-1,007,191	ガソリン代	①	
R5.6.6	6-3		¥1,232	-1,008,423	コピー機使用料	⑨	
R5.6.9		¥560,000		-448,423	政務活動費受け入れ		
R5.6.9	6-4		¥157,536	-605,959	人件費	⑧	
R5.6.12	6-5		¥8,448	-614,407	ゴミ処分費	⑨	
R5.6.13	6-6		¥3,400	-617,807	新聞購読料	⑥	
R5.6.13	6-7		¥4,400	-622,207	新聞購読料	⑥	
R5.6.13	6-8		¥2,356	-624,563	電気代	⑨	
R5.6.16	6-9		¥2,194	-626,757	ガソリン代	①	
R5.6.22	6-10		¥2,057	-628,814	ガソリン代	①	
R5.6.26	6-11		¥7,064	-635,878	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.6.27	6-12		¥1,936	-637,814	住宅地図利用代	③	
R5.6.29	6-13		¥1,013	-638,827	スティックのり・コピー用紙購入	⑨	
R5.6.29	6-14		2,216	-641,043	ガソリン代	①	
月計		560,000	251,877	308,123			
累計		560,000	1,201,043	-641,043			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-641,043			
R5.7.3	7-1		¥12,144	-653,187	コピー機リース代	⑨	
R5.7.4	7-2		¥56,000	-709,187	事務所家賃	⑨	
R5.7.6	7-3		¥1,232	-710,419	コピー機使用料	⑨	
R5.7.7	7-4		¥2,226	-712,645	ガソリン代	①	
R5.7.10	7-5		¥2,467	-715,112	水道料	⑨	
R5.7.10		840,000		124,888	政務活動費受け入れ		
R5.7.13	7-6		¥3,303	121,585	電気代	⑨	
R5.7.15	7-7		¥2,302	119,283	ガソリン代	①	
R5.7.18	7-8		¥2,629	116,654	ガソリン代	①	
R5.7.21	7-9		¥2,287	114,367	ガソリン代	①	
R5.7.25	7-10		¥6,393	107,974	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.7.27	7-11		¥1,936	106,038	住宅地図利用代	③	
R5.7.29	7-12		¥2,321	103,717	ガソリン代	①	
月計		840,000	95,240	744,760			
累計		1,400,000	1,296,283	103,717			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				103,717			
R5.8.5	8-1		¥2,312	101,405	ガソリン代	①	
R5.8.7	8-2		¥1,409	99,996	コピー機使用料	⑨	
R5.8.13	8-3		¥56,000	43,996	事務所家賃（8月分）	⑨	
R5.8.13	8-4		¥56,000	-12,004	事務所家賃（9月分）	⑨	
R5.8.14	8-5		¥2,927	-14,931	電気代	⑨	
R5.8.12	8-6		¥2,336	-17,267	ガソリン代	①	
R5.8.16	8-7		¥2,244	-19,511	ガソリン代	①	
R5.8.23	8-8		¥2,000	-21,511	ガソリン代	①	
R5.8.25	8-9		¥6,393	-27,904	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.8.28	8-10		¥1,936	-29,840	住宅地図利用代	③	
R5.8.30	8-11		¥2,342	-32,182	ガソリン代	①	
R5.8.30							
月計		0	135,899	-135,899			
累計		1,400,000	1,432,182	-32,182			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-32,182			
R5.9.6	9-1		¥2,284	-34,466	ガソリン代	①	
R5.9.6	9-2		¥1,232	-35,698	コピー機使用料	⑨	
R5.9.11	9-3		¥2,390	-38,088	水道料	⑨	
R5.9.16	9-4		¥2,111	-40,199	ガソリン代	①	
R5.9.21	9-5		¥2,257	-42,456	ガソリン代	①	
R5.9.25	9-6		¥6,492	-48,948	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.9.27	9-7		¥1,936	-50,884	住宅地図利用代	③	
R5.9.30	9-8		¥2,199	-53,083	ガソリン代	①	
月計		0	20,901	-20,901			
累計		1,400,000	1,453,083	-63,083			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-53,083			
R5.10.9	10-1		¥1,994	-55,077	ガソリン代	①	
R5.10.10		¥840,000		784,923	政務活動費受け入れ		
R5.10.13	10-2		¥2,189	782,734	電気代	⑨	
R5.10.18	10-3		¥56,000	726,734	事務所家賃（10月分）	⑨	
R5.10.18	10-4		¥56,000	670,734	事務所家賃（11月分）	⑨	
R5.10.18	10-5		¥56,000	614,734	事務所家賃（12月分）	⑨	
R5.10.25	10-6		¥6,393	608,341	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.10.27	10-7		¥2,243	606,098	ガソリン代	①	
R5.10.27	10-8		¥1,936	604,162	住宅地図利用代	③	
月計		840,000	182,755	657,245			
累計		2,240,000	1,635,838	604,162			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				604,162			
R5.11.5	11-1		¥2,313	601,849	ガソリン代	①	
R5.11.6	11-2		¥1,232	600,617	コピー機使用料	⑨	
R5.11.10	11-3		¥2,314	598,303	水道料	⑨	
R5.11.14	11-4		¥1,296	597,007	電気代	⑨	
R5.11.15	11-5		¥2,575	594,432	ガソリン代	①	
R5.11.18	11-6		¥2,098	592,334	ガソリン代	①	
R5.11.25	11-7		¥2,148	590,186	ガソリン代	①	
R5.11.27	11-8		¥6,393	583,793	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
月計		0	20,369	-20,369			
累計		2,240,000	1,656,207	583,793			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				583,793			
R5.12.3	12-1		¥1,988	581,805	ガソリン代	①	
R5.12.6	12-2		¥1,232	580,573	コピー機使用料	⑨	
R5.12.13	12-3		¥1,476	579,097	電気代	⑨	
R5.12.15	12-4		¥1,990	577,107	ガソリン代	①	
R5.12.22	12-5		¥2,238	574,869	ガソリン代	①	
R5.12.25	12-6		¥6,452	568,417	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R5.12.27	12-7		¥21,120	547,297	ゴミ処分費	⑨	
R5.12.27	12-8		¥2,232	545,065	ガソリン代	①	
R5.12.29	12-9		¥56,000	489,065	事務所家賃（1月分）	⑨	
R5.12.31	12-10		¥2,242	486,823	ガソリン代	①	
月計		0	96,970	-96,970			
累計		2,240,000	1,753,177	486,823			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				486,823			
R6.1.4	1-1		¥2,208	484,615	ガソリン代	①	
R6.1.9	1-2		¥1,232	483,383	コピー機使用料	⑨	
R6.1.10		¥840,000		1,323,383	政務活動費受け入れ		
R6.1.10	1-3		¥2,314	1,321,069	水道料	⑨	
R6.1.10	1-4		¥2,176	1,318,893	ガソリン代	①	
R6.1.13	1-5		¥231,840	1,087,053	パソコン本体	⑨	
R6.1.14	1-6		¥2,334	1,084,719	ガソリン代	①	
R6.1.17	1-7		¥3,100	1,081,619	電気代	⑨	
R6.1.17	1-8		¥2,238	1,079,381	ガソリン代	①	
R6.1.21	1-9		¥2,325	1,077,056	ガソリン代	①	
R6.1.21	1-10		¥24,000	1,053,056	マルチカード用紙	⑨	
R6.1.22	1-11		¥4,224	1,048,832	ゴミ処分費	⑨	
R6.1.25	1-12		¥6,437	1,042,395	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R6.1.26	1-13		¥5,396	1,036,999	キーボード・マウス	⑨	
R6.1.26	1-14		¥68,880	968,119	事務机	⑨	
R6.1.27	1-15		¥2,334	965,785	ガソリン代	①	
R6.1.29	1-16		¥1,936	963,849	住宅地図代	③	
月計		840,000	362,974	477,026			
累計		3,080,000	2,116,151	963,849			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				963,849			
R6.2.2	2-1		¥2,157	961,692	ガソリン代	①	
R6.2.6	2-2		¥47,040	914,652	PCモニター	⑨	
R6.2.6	2-3		¥1,232	913,420	コピー機使用料	⑨	
R6.2.13	2-4		¥2,212	911,208	ガソリン代	①	
R6.2.14	2-5		¥3,368	907,840	電気代	⑨	
R6.2.18	2-6		¥56,000	851,840	事務所家賃（2月分）	⑨	
R6.2.18	2-7		¥56,000	795,840	事務所家賃（3月分）	⑨	
R6.2.20	2-8		¥2,451	793,389	ガソリン代	①	
R6.2.26	2-9		¥6,437	786,952	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R6.2.27	2-10		¥2,059	784,893	ガソリン代	①	
R6.2.27	2-11		¥1,936	782,957	住宅地図代	③	
月計		0	180,892	-180,892			
累計		3,080,000	2,297,043	782,957			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信 貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				782,957			
R6.3.6	3-1		¥1,422	781,535	コピー機使用料	⑨	
R6.3.7	3-2		¥2,180	779,355	ガソリン代	①	
R6.3.8	3-3		¥4,224	775,131	ゴミ処分費	⑨	
R6.3.10	3-4		¥3,821	771,310	新聞代	⑥	
R6.3.11	3-5		¥2,420	768,890	microsoft office使用料	⑤	
R6.3.11	3-6		¥2,314	766,576	水道料	⑨	
R6.3.12	3-7		¥4,224	762,352	ゴミ処分費	⑨	
R6.3.12	3-8		¥6,295	756,057	電気代	⑨	
R6.3.15	3-9		¥2,206	753,851	ガソリン代	①	
R6.3.17	3-10		¥1,510	752,341	ラベルシール代	⑨	
R6.3.24	3-11		¥159,984	592,357	エアコン本体・設置代	⑨	
R6.3.25	3-12		¥6,536	585,821	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R6.3.25	3-13		¥23,400	562,421	プリンターインク代	⑨	
R6.3.25	3-14		¥9,504	552,917	プリンターインク代	⑨	
R6.3.27	3-15		¥1,936	550,981	住宅地図代	③	
R6.3.28	3-16		¥235,840	315,141	市政報告チラシ制作・印刷代	⑦	
R6.3.28	3-17		¥203,080	112,061	チラシメール便代	⑦	
R6.3.29	3-18		¥3,821	108,240	新聞代	⑥	
R6.3.29	3-19		¥112,000	-3,760	事務所家賃（4月・5月）	⑨	
月計		0	786,717	-786,717			
累計		3,080,000	3,083,760	-3,760			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1050 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80 %</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () (例外) ☐ 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■ 生
現 住 所	〒■■■■■ 大阪府堺市■■■■■	TEL ■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日及び有給休暇	
給与(賃金)	時給：1050円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和5年 4月 1日		
雇用者	信貴 良太	■■■■■
被雇用者	■■■■■	

氏名：

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	09:00	17:00	07:00		
4	火	09:00	17:00	07:00		
5	水	09:00	17:00	07:00		
6	木	09:00	17:00	07:00		
7	金	09:00	17:00	07:00		
8	土					
9	日					
10	月	10:00	22:00	08:00	03:00	
11	火	10:00	21:00	08:00	02:00	
12	水	12:00	23:00	08:00	02:00	
13	木	09:00	22:00	08:00	04:00	
14	金	09:00	22:00	08:00	04:00	
15	土	09:00	17:00	00:00	07:00	
16	日					
17	月	09:00	20:00	08:00	02:00	
18	火	09:00	20:00	08:00	02:00	
19	水	10:00	23:00	08:00	04:00	
20	木	09:00	22:00	08:00	04:00	
21	金	09:00	19:00	08:00	01:00	
22	土	09:00	17:00	00:00	07:00	
23	日					
24	月	09:00	22:00	08:00	04:00	
25	火	09:00	22:00	08:00	04:00	
26	水	12:00	23:00	08:00	02:00	
27	木	09:00	21:00	08:00	03:00	
28	金	09:00	22:00	08:00	04:00	
29	土	09:00	17:00	00:00	07:00	
30	日					
合 計				155:00	66:00	
出勤日数				23	日	

確認印



出 勤 簿 (2023 年 5 月)

氏名：

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:00	23:00	08:00	05:00	
2	火	09:00	23:00	08:00	05:00	
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月	09:00	22:00	08:00	04:00	
9	火	09:00	23:00	08:00	05:00	
10	水	09:00	21:00	08:00	03:00	
11	木	09:00	21:00	08:00	03:00	
12	金	09:00	21:00	08:00	03:00	
13	土	09:00	17:00	00:00	07:00	
14	日					
15	月					有給休暇
16	火					有給休暇
17	水					有給休暇
18	木					有給休暇
19	金					有給休暇
20	土					
21	日					
22	月					有給休暇
23	火					有給休暇
24	水					有給休暇
25	木					有給休暇
26	金					有給休暇
27	土					
28	日					
29	月					有給休暇
30	火					有給休暇
31	水					
合 計				56:00	35:00	
出勤日数				8	日	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

信貴 良太

管理責任者 (議員名)	信貴 良太		
事務所名	しぎ 良太事務所		
所在地	〒590-0155 堺市南区野々井 8 7 2 - 1 TEL 072 (284) 2000		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ☐ 有 ⇒ ☒ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 33.00 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 33.00 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80% ☒ 水道代・・・80% ☒ ガス代・・・80% ☒ 固定電話代・・・80% ☒ その他 (インターネット・コピーリース・事務用品など)・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	駐車場賃借料は家賃に含む その他の活動が全くなしとも言いきれないため按分率は 80% にする。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 信貴 良太 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標 記

(1) 賃貸借の目的物

所 在 地	大阪府堺市南区野々井 872-1		
住 居 表 示	同 上		
家 屋 番 号	872-1	建物種類	
建 物 名 称		住戸番号	
構 造	軽量鉄骨造 スレート葺 平屋建連棟ガレージの一部 (共同建 一戸建 長屋建 その他)		
床 面 積	約 33.00 m ² (約 10 坪)		
施 工 仕 様	内外装仕様現状渡し。但し、給排水下水及びトイレ改修は甲の負担。		
付 属 設 備	給排水設備・空調設備・蛍光灯照明・換気扇・トイレ		
付 属 施 設	隣接地に普通乗用車 4 台・軽自動車 1 台の駐車場。		
付 記 事 項			

*記入例→施工仕様……内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等

付属設備……給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明
器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等

付属施設……駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

建物賃貸借契約書（事業用）

(1)

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成27年 6月 1日より	1 年 月間とする
終期	平成28年 5月 31日まで	

(3) 賃料、共益費

	金 額	支 払 い 方 法	振込による場合
賃 料	月額 70,000 円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 預 金 普通・当座 口座番号 宛先名義人 7777
共 益 費	月額 円		

(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃 貸 人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名	住所 〒 氏名
管 理 人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名	住所 〒 氏名

(6) 入居者

賃 借 人 (本 人)	氏 名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位（代表者、所長、管理責任者、社員 等）
家族又は従業員・社員など 本件建物内入居者 (多人数の場合 その他従業員 〇〇名等記入) 合計 (2) 人	信貴 良太	堺市市議会議員	本人
	事務員		1名

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住 所	大阪府	
	氏 名		年齢
	職 業		借主との関係

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
- 2 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

- 第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。
- 2 特別な事象が生じなく、解約の意思がない場合は、更新の手続きをしなくても自動的に本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
- 2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
- 3 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込により支払うものとする。
- ただし、振込にかかる費用は乙の負担とする。
- 4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算する。
- 5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
- 2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
- ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合20 には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

（本物件内の造作等）

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

（設備・造作等の変更）

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることの他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え
- (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等
- (3) 本物件の外壁（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

（修 理 等）

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備

等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（免 責）

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

（遵守事項）

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

（乙の届出義務）

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

（許可が必要な事項）

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき

（禁止事項）

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

（第三者同居の禁止）

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

（立入点検）

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
- (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反したとき

(2) 第11条（許可が必要な事項）のいずれかに違反したとき

(3) 第12条（禁止事項）のいずれかに違反したとき

(4) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき

(5) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき

(6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

（契約の終了）

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

（期間内解約）

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の1カ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の1カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

（明渡し）

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

（連帯保証人）

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、
甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

（雑 則）

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接
当該事業者と契約を締結するものとする。

（消 費 税）

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および
第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担する
ものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金
と共に、甲に支払うものとする。

（協議事項）

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項に
ついては、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い
誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約条項）

第23条 下記条項のとおりとする。

以 上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、
各々その一通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

甲（賃貸人） 住 所 大阪府堺市

氏 名 (TEL)

乙（賃借人） 住 所 大阪府堺市

氏 名 信 貴 良 太 (TEL)

連帯保証人 住 所 大阪府堺市

氏 名 (TEL)

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者 免 許 番 号 大阪府 知事(7)第33133号
事 務 所 所 在 地 大阪府堺市西区上529番地
商 号(名称) 株式会社 セイコーホーム販売
代 表 者 氏 名 代表取締役 田中 京子
宅地建物取引主任者 登録番号(大阪)第012212号
氏 名 増田 実

媒介業者

様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 信貴良太

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
令和6年 1月13日	パソコン (DAIV FX-I7 G70)		289,800	231,800 (按分率80%)	5年	令和11年 1月13日	
令和6年 3月24日	エアコン (AN563AEPK- W)		130,240	104,192 (按分率80%)	5年	令和11年 3月24日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。